

岩手県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町1番5号	株式会社小田島アクティ介護用品部 釜石営業所	釜石市鶴住居町第10地割 30番地1 鶴住居町神ノ 沢地区第2仮設企業団地 A棟-105	釜石市鶴住居町第10地割 30番地8-2	令和2年12月 17日

2 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町1番5号	株式会社小田島アクティ介護用品部 釜石営業所	釜石市鶴住居町第10地割 30番地1 鶴住居町神ノ 沢地区第2仮設企業団地 A棟-105	釜石市鶴住居町第10地割 30番地8-2	令和2年12月 17日

3 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町1番5号	株式会社小田島アクティ介護用品部 釜石営業所	釜石市鶴住居町第10地割 30番地1 鶴住居町神ノ 沢地区第2仮設企業団地 A棟-105	釜石市鶴住居町第10地割 30番地8-2	令和2年12月 17日

4 特定介護予防福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社小田島アクティ	花巻市東町1番5号	株式会社小田島アクティ介護用品部 釜石営業所	釜石市鶴住居町第10地割 30番地1 鶴住居町神ノ 沢地区第2仮設企業団地 A棟-105	釜石市鶴住居町第10地割 30番地8-2	令和2年12月 17日